

品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン進捗状況及び今後講じる予定の措置(案) 概要版

- | | | |
|---------------|-----------------------------|---------------|
| 1 紙 | 13 カーペット | 24 複写機 |
| 2 ガラスびん | 14 布団 | 25 ガス・石油機器 |
| 3 スチール缶 | 15 乾電池 | 26 繊維製品 |
| 4 アルミ缶等 | 16 小形二次電池等 | 27 潤滑油 |
| 5 プラスチック | 17 自動車用鉛蓄電池及び
二輪自動車用鉛蓄電池 | 28 電線 |
| 6 自動車 | 18 カセットボンベ | 29 建設資材 |
| 7 オートバイ | 19 エアゾール缶 | 30 浴槽及び浴室ユニット |
| 8 タイヤ | 20 小型ガスボンベ | 31 システムキッチン |
| 9 自転車 | 21 消火器 | 32 携帯電話・PHS |
| 10 家電製品 | 22 ぱちんこ遊技機等 | 33 蛍光管等 |
| 11 スプリングマットレス | 23 パーソナルコンピュータ
及びその周辺機器 | 34 自動販売機 |
| 12 オフィス家具 | | 35 レンズ付フィルム |

平成16年9月17日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

1. 紙

ガイドラインの概要

1. 古紙利用の促進

数値目標

平成17年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率
60%の達成を図る。

古紙利用の拡大

再生紙等の利用の拡大

古紙他用途利用の拡大

2. 古紙回収の促進

オフィス古紙の回収の促進

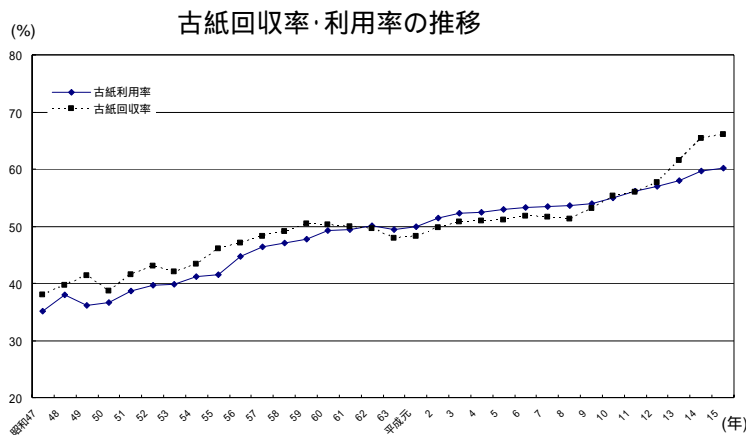
集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

飲料用紙製容器(紙パック)のリサイクル促進

その他紙製容器包装のリサイクルの促進

識別表示の徹底



<出典:財団法人 古紙再生促進センター>

取組の進捗状況(抜粋)

1. 古紙利用率の上昇

平成15年度 60.4%

平成14年度 59.8%

2. 普及・広報活動

各種フェア・講習会を開催(リサイクルペーパーフェア、古紙リサイクル週間、ペーパーリサイクル講習会、工場見学)
パンフレットの作成・配布、ホームページによるPR

3. その他

インターネットを活用したオフィス古紙回収システムの開始。
オフィス古紙リサイクル実態調査の実施
古紙他用途利用の調査を実施(古紙利用量 H15年度20.2万トン)
紙パックの回収率目標の設定(平成17年度 35.0%)
紙パックの表示実施率 98.7%(H15.5) 64.5%(H14.6)

今後講じる予定の措置

<古紙利用の促進>

古紙利用率の推移を見極めつつ、更なる目標値設定の是非を含め検討する。

<紙製容器包装リサイクルの促進>

紙パック、段ボール製容器包装について、自主的取組としての識別表示を引き続き推進する。なお、段ボール製容器包装において表示率の調査を実施する。

2. ガラスびん

ガイドラインの概要(平成15年9月改定)

1. リサイクルの推進

数値目標

平成17年度にガラスびんにおけるカレット利用率85%の達成を図る。

異物除去装置等の導入・普及

リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進

カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。

2. カレットの新規用途の開発、拡大

新規用途品の市場開拓及び供給能力を拡大

公共分門での需要拡大のための検討

3. カレットの品質向上

自治体、消費者に対しガラスびんの分別の品質の向上を図るよう要請、協力の呼びかけ

4. リデュース、リユースの推進

軽量びんの開発、普及

統一規格びんの普及方策及びリユースを考慮した目標を検討

ガラスびん生産量及びカレット利用量と利用率との推移



※カレットとは、直接ごみとして回収されたガラスびんを色別にごみ焼却ししたものである

カレット利用率 = $\frac{\text{カレット利用量}}{\text{ガラスびん生産量}}$ カレット利用率 = $\frac{\text{カレット利用量} + \text{工業カレット利用量} + \text{中カレット利用量}}{\text{ガラスびん生産量}}$

【出典】ガラスびんリサイクル促進協議会 (http://www.glass-recycle.or.jp/)

取組の進捗状況(抜粋)

1. リサイクルの推進

数値目標

カレット利用率 平成15年度90.3% 平成14年度83.3%

業界統一カレット受入品質新規格に移行(平成15年10月)

エコロジーボトルの需要拡大 平成15年出荷実績約9,750万本
(前年比+6.8%)

2. カレットの新規用途の開発、拡大

原材料の既存用途の市場性把握のための実態調査を実施。(平成16年度)

3. カレットの品質向上

分別収集された空きびんの品質調査・品質要請を実施。(継続)

4. リデュース、リユースの推進

・ビールびん、牛乳びん、調味料びん等において、10~30%の軽量化を実現

・再利用促進の表示「R」マークの導入・統一規格びんの採用(継続)
平成15年度出荷実績 約1,730万本(前年比+42.7%)

今後講じる予定の措置

リサイクルの推進

・現行のカレット利用率以外のその他の指標も含め、新たな目標設定に
いて検討を行う。

・エコロジーボトル拡大の努力を引き続き行っていく。

新規用途の開発

・他用途利用の情報をインターネットを通じて発信することによって、他用途の促進を図る。

その他

・軽量化の努力を引き続き推進するなど、ガイドラインの項目を引き続き実施する。

3. スチール缶

ガイドラインの概要

1. リサイクル・リデュースの推進

数値目標

スチール缶リサイクル率 85%以上

総合的リサイクルの推進、薄肉化・軽量化を促進

製鋼原料としての用途拡大

容器包装リサイクル法と連携したリサイクル対策の推進

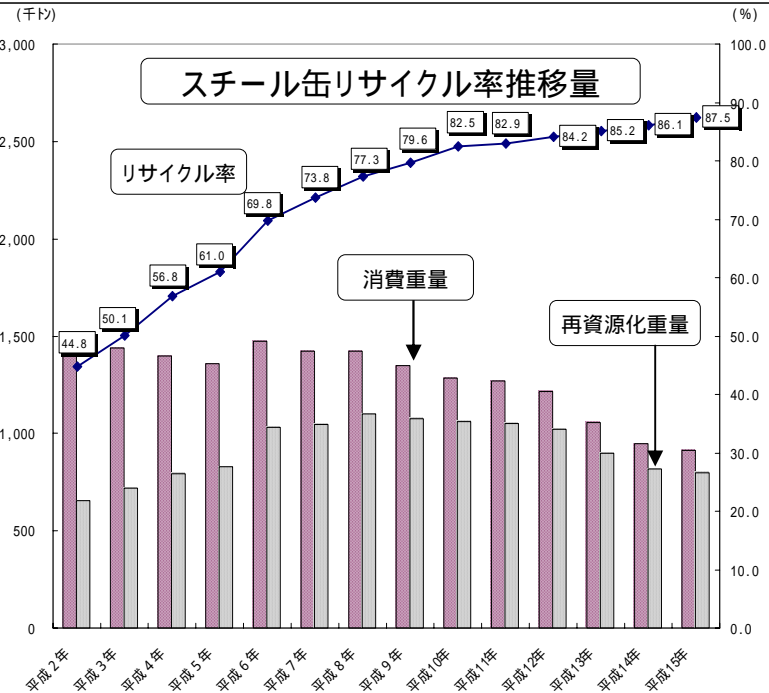
2. 今後の事業活動について (スチール缶リサイクル協会)

容器包装リサイクル法と連携して、スチール缶リサイクル協会の推進してきた社会システム構築のため、活動を強化推進

再資源化対策

美化・散乱対策

普及啓発対策



取組の進捗状況 (抜粋)

1. リサイクル率の上昇

平成15年 87.5% **新定義** 平成14年 86.1% **新定義**

2. 普及・啓発活動

記者説明会、新聞広告、インターネット、パンフレットを通じた広報活動
シンポジウム及び研究会の開催 (自治体との意見交換など)

3. その他

素材の薄肉化、軽量化を図り、過去30年間で素材の厚みを削減
資源化設備などについてマニュアルを作成、配布
相談室におけるコンサルティングの実施
分別収集などについてアンケートを実施し、結果を公表

今後講じる予定の措置

今後の事業活動

スチール缶リサイクルは既に目標値を達成し、再資源化体制は整備されたため、今後は体制維持に重点をおくとともに、スチール缶リサイクルの普及・啓発に努めていく。

4. アルミ缶等

ガイドラインの概要

1. 再資源化の促進

平成18年度までに、アルミ缶における回収・再資源化率を85%に引き上げる。

学校、スーパーマーケット等に対する拠点回収のノウハウの提供。

薄肉化、軽量化によるリデュースの推進。

2. 持続性のある再生資源利用の促進

CAN TO CAN再生資源化の維持、拡大等を図り、アルミ缶用材料の製造段階での再生資源の利用を促進し、缶材への再生資源利用率を平成18年度に55%以上にする。

3. アルミ製容器包装の引き取り

容器包装リサイクル法に関して、分別基準及び保管施設設置の基準を満たすアルミ製容器包装について、アルミ缶リサイクル協会は、全国の回収拠点リストを整備する。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 再資源化の促進

アルミ缶回収・再資源化率 平成15年度81.8% (平成14年度83.1%)
缶材への再生資源利用率 平成15年度47.9% (平成15年度初年度)

2. 普及・啓発活動

パンフレットの作成及び環境教育ビデオの貸出し
各種リサイクルイベント・施設見学会・研究会を実施
アルミ缶回収協力者・小中学校表彰(H15年度120件)

3. その他

回収拠点の拡充の支援、リストの整備等
素材の薄肉化及び蓋の小径化の実施
再資源化率導入にあたって第三者評価を実施(平成11年以降)

今後講じる予定の措置

1. 再資源化の促進

事業系のリサイクル率向上のための具体策を検討
再生利用重量調査の調査方法等精度の向上
効率的な再資源化のため回収ルート等の整備
薄肉化、軽量化によるリデュースの推進

2. 持続性のある再生資源利用の促進

アルミ缶用材料における再生資源利用率の向上を図るための検討

3. その他

広報・啓発活動の推進等

5. プラスチック

ガイドラインの概要

1. リサイクルの促進

数値目標

飲料用・しょうゆ用ペットボトルの回収率 **80%** (H26年度まで)。
発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材 (EPS) のリサイクル率 **40%** の達成 (H17年度まで)。
農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率 **60%** の達成 (H15年度以降)。
塩ビ製管・継手の材料リサイクル率 **80%** の達成。
(H17年度まで)

下線部は、今回(平成16年9月)改定部分。

2. ケミカルリサイクル等の推進

プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元などを引き続き推進する。
ハロゲン含有プラスチックのケミカルリサイクルへの適用に取り組む。

3. エネルギー回収利用の推進

廃プラのエネルギー回収の普及。
エネルギー回収利用の手法をエコ効率的評価の中で他の手法と比較調査する。

4. プラスチック廃棄物の減量化

包装材料削減の推進 (詰め替え製品の促進なども含む)。
広報・普及等の推進。
識別・材質表示の徹底・促進。

5. その他

組立加工製品製造業との連携。
生分解性プラスチックの開発・利用。

取組の進捗状況 (抜粋)

1. リサイクル率の上昇

ペットボトル回収率 **H15年度 60.9%** (H14年度 53.4%)
EPS材料リサイクル率 **H15年 39.3%** (H14年 39.1%)
農ビリサイクル率 **H13年 48%** (H11年 51%)

2. リサイクルの促進

ペットボトル回収促進と回収予測に活用できる基盤整備を備えつつ、17年以降の回収率の予測の検討を行う。
ペットボトルのモノマー化リサイクルを活用したボトル製品の定着化。
平成15年11月より、前処理なしの使用済み塩ビ管を適正な処理費で受入れ、リサイクルする契約中間処理会社の設置を開始。

3. 普及・啓発活動

パンフレット作成・配布、メルマガの配信などによる普及・啓発。
プラスチックの有用性とリサイクルに関する小中学生・教師向けツールを作成し、ホームページ上で公開。
リサイクルイベント等の開催 (生分解性プラスチック研究会など)。
協会規格再生塩ビ管の普及 (下水道協会認定資器材に登録等)。

4. 技術開発

廃塩ビの高炉原料化を事業化し、平成16年5月からスタート。
サーマルリサイクル技術に関するデータベースを継続・充実。
一般系混合廃プラスチックは、エコ効率分析ではエネルギー回収が最も望ましいとの結論を得た。
廃農ビを原料としたリサイクルシートの実用化。

今後講じる予定の措置

1. リサイクルの促進

契約中間処理会社の設置を全国展開する (塩ビ管・継手)。
分別回収システム構築への啓発活動の強化。
FRPのリサイクル技術の開発。

2. エネルギー回収利用の推進

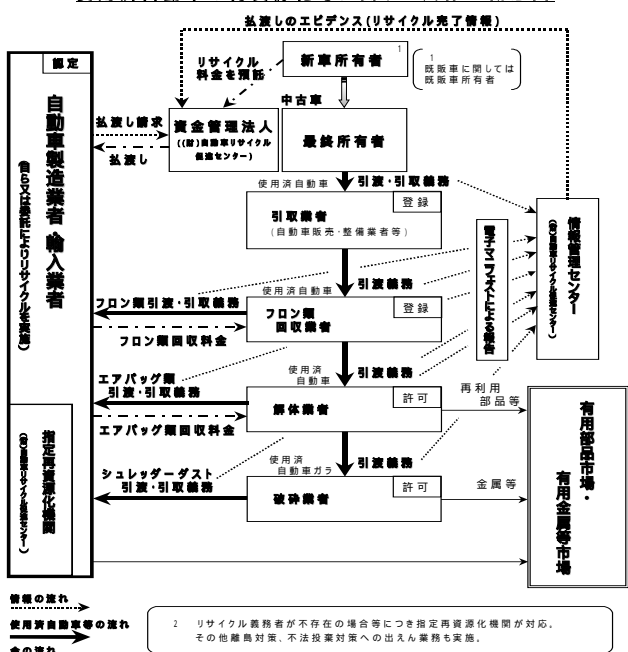
エネルギー回収利用の手法をエコ効率的評価の中で他の手法と比較調査する。

6. 自動車

ガイドラインの概要

- (1)自動車リサイクル法の円滑な施行
- (2)数値目標
 - 新型車のリサイクル可能率目標 90%以上
 - 鉛使用量(バッテリーを除く)をH8年比の概ね10分の1以下(H18年1月以降)
 - 水銀使用(一部を除き)をH17年1月時点以降禁止
 - 六価クロム使用をH20年1月以降禁止
 - カドミウム使用をH19年1月以降禁止
 - 使用済自動車のリサイクル率目標 85%以上
 - 95%以上(H27以降)
- (3)シュレッダーダストの発生抑制等の設計・製造段階での3Rへの配慮
- (4)シュレッダーダスト・エアバッグ類の再資源化や、フロン類の破壊等のリサイクルの推進。
- (5)リユース部品の利用の促進。
- (6)回収段階における対策の推進。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



取組の進捗状況(抜粋)

1. 自動車リサイクル法の円滑な施行に向けた体制整備

自動車メーカー等が、2グループに分かれてシュレッダーダストのリサイクル体制を構築。

フロン類・エアバッグ類のリサイクル等を行うため、一元的な窓口となる中間法人を設立。フロン類の破壊施設(全国9拠点)、エアバッグ類のリサイクル施設(全国5拠点)も選定済。

H16年7月に国内自動車メーカーが設定したリサイクル料金等が公表。関係事業者向けの全国説明会(H16年1~6月等)の実施、リーフレット等の配布による普及広報を実施。

2. 自主的な取組み等

使用済自動車リサイクル率 H13年度 84~86%程度

鉛使用量目標達成数 26モデル

(H15年度市場投入新型モデル数26)

環境負荷物質削減目標を公表。

リサイクル部品の活用促進のため、国等が自動車リサイクル部品の利用を積極的に行うよう「グリーン購入法」の項目に“自動車整備”を追加。

今後講じる予定の措置

1. 自動車リサイクル法の円滑な施行に向けた取り組み

自動車メーカーをはじめとする関係団体等と連携を取りつつ、具体的な実務体制の準備を進める。

関係事業者等に対する全国説明会の開催、自動車所有者に対してTV、ラジオ等の普及・広報を実施する。

離島・不法投棄対策として、自治体等とも相談しつつ、実務的な内容の検討を実施する。

新型車のリサイクル可能率90%以上、新型車における環境負荷物質削減目標を達成するため、引き続き自主取組を進める。

シュレッダーダスト・エアバッグ類の再資源化やフロン類の省冷媒化、脱フロン冷媒の研究開発・調査研究を推進する。

2 リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出入り業務も実施。

7. オートバイ

ガイドラインの概要

1. オートバイのリサイクルシステムの構築

- 自動車製造業者が関係事業者の協力を得て、リサイクルネットワークを自ら構築し、円滑に実施する。
- 自動車製造業者が指定引取場所(全国100ヶ所以上)、再資源化施設(全国10ヶ所以上)の設置を行う。
- 自動車製造業者は、新たに販売する車輻にリサイクルマークを付して販売する。

2. リサイクル率の向上、有害物質の使用量削減

数値目標

新型車のリサイクル可能率目標 90%以上

新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)をH18年1月以降60g以下(210kg車重量)とする。

水銀使用をH16年以降禁止

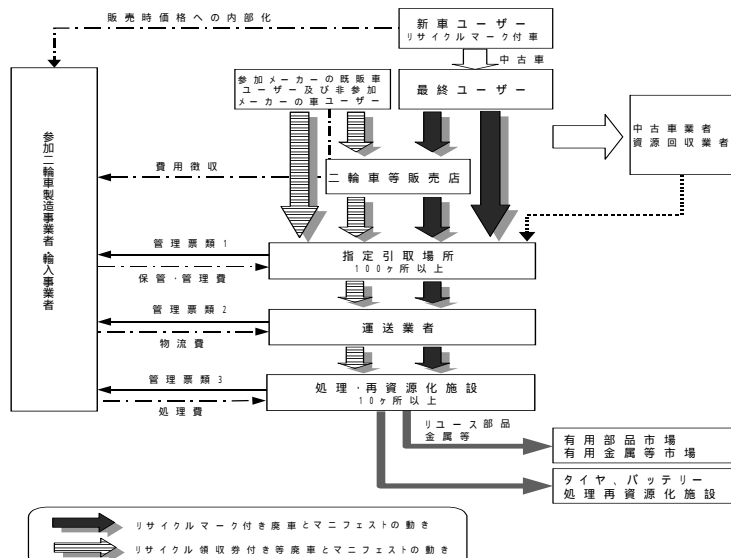
六価クロム使用をH20年1月以降禁止

カドミウム使用をH19年1月以降禁止

全てのオートバイのリサイクル率目標: 85%以上

全てのオートバイのリサイクル率目標: 95%以上

(H27年度以降)



取組の進捗状況(抜粋)

1. H16年10月のリサイクルシステム稼働に向けた準備

廃棄二輪車について指定引取窓口(190ヶ所)、廃棄二輪車取扱店(約15,000店)、処理・リサイクル施設(14ヶ所)を設置
リサイクルシステム稼働後、販売される車輻に二輪車リサイクルマークを付して販売する。稼働前に販売された二輪車は、廃棄時にリサイクル料金を支払って引き取る。

2. 「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」等の実施

H15年市場投入モデルの全10モデルで90%以上のリサイクル可能率を達成(ISO基準のマテリアルリサイクル率)

H15年市場投入新型モデルの全10モデルで鉛使用目標達成

3. 新規開発モデルの3R事前評価を実施。

リデュース: 材質変更や部品小型化による軽量化

リユース・リサイクル: 廃バンパー材やリサイクルPP材等の適用や、樹脂部品の材料表示等による易解体性の向上

今後講じる予定の措置

1. 二輪車リサイクル自主取組み実施に向けた準備

仕組みの広報・理解普及活動を(財)自動車リサイクル促進センターを中心として、実施。

各種メディアを通じた広報等

販売店や自治体等の協力による広報

問い合わせ窓口(二輪車リサイクルコールセンター)の設定。

2. 新たな目標の設定

六価クロム含有部品の段階的削減

カドミウムの全廃

8. タイヤ

ガイドラインの概要

1. 回収・処理ルート of 構築等

解体業者が収集・運搬業者などに円滑に廃タイヤを引き渡せるようネットワークへの参加等を促進。

廃タイヤの適正処理の促進、ネットワークにおけるマニフェスト制度の着実な推進。

回収・リサイクル実績の公表。

2. リサイクル・リユースへの取組の促進

目標

平成17年までにリサイクル率を90%以上に向上。

更生タイヤの使用促進等。

マテリアルリサイクルの拡大等。

タイヤの回収・リサイクルの状況

1. ルート別発生量

		本数=百万本, 重量=千t, ()/前年比=%					
		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	前年比
タイヤ取替時	本数	79	80	83	82	78	95.1
	重量	791 (81)	842 (82)	860 (81)	835 (80)	806 (78)	96.5
廃車時	本数	22	23	24	24	25	104.2
	重量	181 (19)	187 (18)	199 (19)	205 (20)	224 (22)	109.3
合計	本数	101	103	107	106	103	97.2
	重量	972 (100)	1,029 (100)	1,059 (100)	1,040 (100)	1,030 (100)	99.0

2. リサイクル状況

		重量=千t, 構成比/前年比=%											
		1999年		2000年		2001年		2002年		2003年		前年比	
		重	構成比	重	構成比	重	構成比	重	構成比	重	構成比	前年比	
リサイクル利用	国内	再生タイヤ台用	60	6	50	5	43	4	41	4	36	4	87.8
		再生ゴム・ゴム粉	106	11	102	10	98	9	93	9	97	9	104.3
		その他	32	3	44	4	40	4	40	4	39	4	97.5
		小計(A)	198	20	196	19	181	17	174	17	172	17	98.9
	熱利用	セメント焼成用	297	31	361	35	316	30	284	27	240	23	84.5
		中・小ボイラー	91	9	75	7	70	7	66	6	23	2	34.8
		製鉄	43	5	57	6	90	8	55	5	48	5	87.3
		金属製錬	34	3	30	3	30	3	26	3	20	2	76.9
		タイヤメーカー工場用	40	4	39	4	55	5	56	6	42	4	75.0
		製紙	32	3	42	4	70	7	86	8	70	7	81.4
発電(タイヤメーカー工場以外)	9	1	7	1	6	1	6	1	8	1	133.3		
小計(B)	546	56	611	60	637	61	579	56	451	44	77.9		
輸出(更生タイヤ台用・中古タイヤ等)(C)		112	12	95	9	120	11	148	14	268	26	181.1	
リサイクル利用合計(A+B+C)		856	88	902	88	938	89	901	87	891	87	98.9	
その他	埋め立て					17	2	31	3	37	3	119.4	
	流通在庫等					104	9	108	10	102	10	94.4	
	小計(D)	116	12	127	12	121	11	139	13	139	13	100.0	
	合計(総発生量A+B+C+D)	972	100	1,029	100	1,059	100	1,040	100	1,030	100	99.0	

出典：日本タイヤリサイクル協会(現：社団法人日本自動車タイヤ協会リサイクル事業本部)

取組の進捗状況(抜粋)

1. 回収・処理ルート of 整備等

解体業者状況調査等の実施。

排出者から再生・熱利用先までの管理名簿のパソコン処理の実施、大口利用先の維持・開発、野積タイヤの処理状況把握等、マニフェスト制度の指導。

回収・リサイクル実績のプレス発表。

2. リサイクル・リユースへの取組の促進

平成15年リサイクル率 87% 前年同率

16年は複数の大口廃利用先でリサイクルが始まることからリサイクル率アップが見込まれる。

3R推進委員会及びテーマ別部会の設置を検討。

今後講じる予定の措置

広域認定に向けた事前作業として、マニフェストの徹底と再生・熱利用先までの管理名簿の拡充。

3R推進委員会及びテーマ別部会の設置。

その他、ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

9. 自転車

ガイドラインの概要

1. 設計・製造段階での3Rへの配慮

3R配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化された部品の利用に努める。

2. リサイクル目標の設定

平成13年度中にリサイクル率も目標を設定。
リユース率の設定についても引き続き検討。

3. 自転車の回収及び放置自転車処理対策の推進

自転車販売店と地方公共団体等の連携による
販売店における自転車引取りの推進
共同回収処理事業の実施地域拡大
プレスパッカー車の活用など、地方公共団体の協力

4. 普及・啓発活動の推進

駅周辺での放置自転車未然防止のためのキャンペーンを推進
学校、駅等で安全点検事業を推進

取組の進捗状況(抜粋)

1. 設計製造段階での3Rへの配慮

環境配慮型製品の技術開発を実施
環境規格化を検討するために必要な調査研究を実施

2. リサイクル目標の設定

製品全体の重量のうち、再資源化可能重要比をリサイクル可能率として設定。平成13年度 リサイクル可能率: **67%**

3. その他

集団拠点・店頭巡回回収事業を119地域で実施
(平成4～15年度)
放置自転車未然防止のための広報活動を実施
(平成15年度36カ所)
全国の小売店、学校などで自転車安全整備事業を実施
(平成15年度 3,290会場、約62.2万台)

今後講じる予定の措置

< 設計・製造段階での3Rへの配慮 >

- ・設計・製造段階での3Rへの取り組み状況について、ホームページ等を活用しPRを行う。
- ・環境配慮規格化の推進を視野に、現行の「アセスメントマニュアルガイドライン」の改定を検討する。
- ・丈夫で長持ちする自転車(ロングライフ化)の供給体制の下、リデュースを一層推進する。

< その他 >

- ・放置自転車対策のためのキャンペーンを引き続き推進する。

10. 家電製品

ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

製品アセスメントの実施

「家電製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)

に基づいた製品アセスメントの実施

製品アセスメントの実施状況の広報

プラスチック等のリサイクル対策の促進

2. 廃棄段階における対策

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機について、現行の同法上の再商品化率以上の再商品化を目指す。

シュレッダーダスト対策

3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発

4. 長期利用の促進

家電製品の修理機会をより長期間提供するための方策の検討

家電修理技術者の育成による修理体制の充実

長期使用製品の安全点検の普及啓発

適正な修理価格の設定

保険の活用

5. その他

鉛使用量の削減

フロン使用量の削減

取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

取組事例集等について(財)家電製品協会のホームページの内容を充実させ公表。平成15年度は家電4品目のそれぞれのリサイクルフロー概要を掲載し、より一層の充実を図った。

2. 廃棄段階における対策

平成15年度実績(カッコ内は平成14年度の数值)

	処理台数	再商品化率
エアコン	158万台(162万台)	81%(78%)
テレビ	355万台(351万台)	78%(75%)
冷蔵庫	265万台(256万台)	63%(61%)
洗濯機	265万台(241万台)	65%(60%)
計	1043万台(1010万台)	

平成16年4月より、家電リサイクル法において、冷凍庫及び断熱フロンの回収等が義務付けられた。

冷媒フロンについては、エアコン860トン、冷蔵庫287トンを回収。易解体性設計・リサイクル処理技術の検討など製品開発段階から環境適合設計(DFE)を推進している。

3. その他

長期利用の促進の一環として、消費者が製品を安全に使用するための「警告表示のあり方」についてガイドラインを策定した。

今後講じる予定の措置

1. 廃棄段階における対策

易解体性設計の一つとして、リサイクルに関するマークの業界標準を検討している。例:金属インサートされている部位の近傍にマークを表示(プラスチック部位に型成型、刻印、シールなど)し、分別し易くする等

11. スプリングマットレス

ガイドラインの概要

1. 減量化・処理の容易化のための事前対策

製造メーカーにおける再生可能材料の使用、分離困難な部品の削減、部品の分離分解を考慮した「製品アセスメントマニュアル」の作成

2. 廃棄段階における対策

自治体の適正処理を補完するための全都清との協議。処理技術の研究

3. 広報活動の促進

処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置
処理に関する広報を行う。



取組の進捗状況(抜粋)

1. 減量化・処理の容易化のための事前対策

全日本ベッド工業会において、会員経営者に対し、減量化、処理の容易化のための製品アセスメントの推進を要請

2. 廃棄段階における対策

平成15年12月の廃棄物処理法施行規則改正に伴い、広域的な処理が可能となったため、業界としての取り組みを前進させるべく、現在検討中。

3. 廃棄段階における対策

全日本ベッド工業会相談窓口において、消費者等からの問い合わせに対して説明を実施。

今後講じる予定の措置

1. 減量化・処理の容易化のための事前対策

製造メーカーにおける再生可能な材料の使用、分離困難な部品の削減、部品の分離・分解の容易化を考慮した、「製品アセスメントマニュアル」の実施と普及。

2. 廃棄段階における対策

指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築について、全国都市清掃会議との協議を進める。

3. 広報活動の促進

円滑な回収・処理を図るため、相談・情報提供の実施。

12. オフィス家具

ガイドラインの概要

1. 3R容易化のための事前評価の推進

- ・ JOIFA製品アセスメント第3版等に基づき、各事業者はオフィス家具のアセスメントを実施する。
- ・ オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示の義務づけを実施。

2. 回収ルートの整備及び3Rの促進

- ・ 「オフィス家具廃棄回収規程」を会員に徹底、国内全地区からの廃棄回収を実施。
- ・ 製品の長期間使用促進のため、各メーカー補修用部品の規格を統一、他メーカーの補修部品もストックする等の対策を講じ、リユースを推進。
- ・ JOIFA相談窓口において廃棄・回収に係る助言を行う。

3. 表示に関する研究

- ・ JOIFA会員が製品アセスメントを実施した製品には「JOIFA番号」を表示。
- ・ JOIFA番号のPR方法について引き続き検討。

* JOIFA : (社)日本オフィス家具協会

(JAPAN OFFICE INSTITUTIONAL FURNITURE ASSOCIATION)の略

取組の進捗状況(抜粋)

1. 3R容易化のための事前評価の推進

- ・ 「オフィス家具の環境対策ガイドライン」に基づき会員企業は製品アセスメント及びプラスチック材質表示を実施。
- ・ 金属製収納家具・事務用机等につき、資源有効利用促進法規定達成製品に「JOIFA番号」を表示。
- ・ 04年3月「JOIFA環境自主行動計画フォローアップ報告書」発表。
- ・ JOIFAホームページで「JOIFA番号」制度等環境対策をPR。

2. 回収ルートの整備

- ・ 「JOIFA指定修理センター」設置検討。「中古家具取扱いに関する考え方」配布等、リユース促進に努めている。
- ・ 「オフィス家具廃棄回収マニュアル」を改訂。国内全地区からのオフィス家具の廃棄回収を実施。

今後講じる予定の措置

1. 3R容易化のための事前評価の推進

- ・ 製品アセスメント実施上の難点につき、会員にアンケート調査を実施。

2. 回収ルートの整備及び3Rの促進

- ・ 回収製品の(他社製品との)混在解消のための開発実施。

3. 表示に関する研究

- ・ 製品の長寿命化のため、新たに「JOIFA番号」に、(JOIFA指定修理センターにおける)修理引き受けや、製品保証機能を付与することを検討。

13. カーペット

ガイドラインの概要 (平成15年9月改定)

1. リデュースの推進

- カーペット製造工程における発生屑類の減量化を推進するため、日本カーペット工業組合は、毎年組合員に対し、カーペット製造工程における発生屑類減量化の進捗状況の調査や、取組事例の調査を行い、達成状況の遅れている組合員に啓発・PRすることにより、平成18年度中に平成13年度排出量対比20%の減量化を行う。

<リデュースの推進(目標)>			
	平成13年度	平成18年度 (5年後)	削減率
年間生産量 (a)	194,216	194,000	---
製造工程における廃棄物量 (b)	10,875	8,698	20%
製造工程原料屑の発生率 (b/a)	5.6	4.5	---

5年後の数値は平成11～13年(3年間)のカーペット生産量の動向から推定しています。

2. リユースの推進

- 洗浄・クリーニングによるカーペットの再利用方法について、組合で調査し、技術の積極的な活用によりリユースを推進する。

3. リサイクルの推進

- 易リサイクルカーペットの開発を行う。
- 使用済みのカーペットについて、リサイクルを行うための調査・研究を行う。

4. 広報・啓発活動の推進

- 日本カーペット工業組合に「3R推進に関する相談窓口」を設置し、カーペットの3Rに関する相談等に応じる。
- 各地、各事業者のカーペットの3Rに対する取組事例調査等を、日本カーペット工業組合のリサイクル委員会を中心に行う。

取組の進捗状況(抜粋)

<リデュースの推進>

- カーペット製造工程における廃棄物量:平成15年度(平成14年度)
年間生産量 186,370t (186,171t)
廃棄物量 9,809t (10,484t)
発生率 5.3% (5.6%)
削減率(13年度比) 9.8% (3.6%)

<リサイクルの推進>

- タイルカーペットとしてよく用いられるPVC(塩化ビニル)カーペットについて、リサイクルのためのガス溶融化実験及び高炉原料化・セメントキルン化の受入条件となる成分分析実験を行い、いずれも活用可能であることが分かった。

<広報・啓発活動の促進>

- 日本カーペット工業組合ホームページに、「環境対策 - カーペット3Rアクションプラン」の項目を新設・公開した。
- 日本カーペット工業組合において、平成15年度はリサイクル委員会を4回、WGを3回開催し、組合内の啓発に努めた。

今後講じる予定の措置

<リデュースの推進>

- 「カーペット製造工程における廃棄物量」については、ガイドラインに従い、今後とも対応していく。

<リサイクルの推進>

- 「PVCカーペットのリサイクル」について、引き続き実験を行っていくとともに、商業受入が可能かどうかの調査を行う。

<広報・啓発活動の促進>

- 日本カーペット工業組合のホームページのメンテナンスを行い、環境対策についてより最新の情報のPRを行う。

<その他>

- 「繊維製品3R推進会議」において、「カーペットの3R推進アクションプラン」のフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

14. 布団

ガイドラインの概要(平成15年9月改定)

1. リデュースの推進

ふとんの製造工程における原材料くずの減量化、再生利用を推進する。

2. リユースの推進

関係業界と連携を図り、ふとんの打ち直し、リフォームを推進する。

3. リサイクルの推進

リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入と検討する。

使用済みふとんのリサイクル用途の開発を検討する。
使用済みふとんの回収システムの構築を検討する。

4. その他

消費者への普及啓発活動を推進する。

例)・「ふとんの日」(2月10日)、「ふとんを贈る日」(敬老の日)にあわせた、啓発活動の実施

・全日本寝具寝装品協会ホームページを通じた、ふとんリサイクル事業の情報提供

業界への啓発活動を推進する。

例)・全日本寝具寝装品協会の機関紙を通じた、リサイクルに関する情報提供

使用済みふとんの廃棄に関する、消費者や地方自治体の意識・行動の調査研究を行う。

取組の進捗状況(抜粋)

<リサイクルの推進>

・各家庭の使用済みふとんについて、都内及び地方大型小売店による回収を行い、リサイクルシステム構築のため、寝具専門店での回収方法及びその用途開発のための実験を行った。

<広報・啓発活動等の推進>

・全日本寝具寝装品協会において、「ふとんの日」(2月10日)に関連し、平成16年2月4日～6日、フリーダイヤルでふとんに関する消費者相談受付を実施した。

今後講じる予定の措置

<リデュースの推進>

・ふとんの製造工程における原材料くずの発生率、再生利用率の調査を行う。

<その他>

・「繊維製品3R推進会議」において、ふとんのリサイクル等推進アクションプランのフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

15. 乾電池

ガイドラインの概要

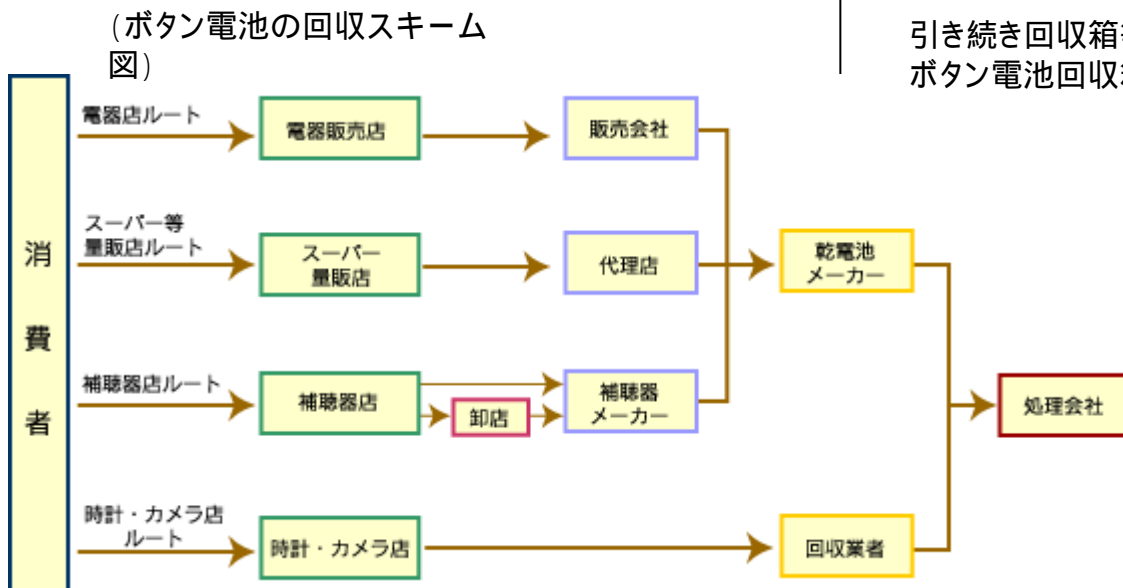
水銀電池の生産を中止したものの、未廃棄分の回収促進を図るため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、水銀電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・啓発活動を行う。

取組の進捗状況(抜粋)

ボタン電池回収箱を作製・配布し、回収協力の呼びかけ、PRを行った。

今後講じる予定の措置

引き続き回収箱等による回収システムの促進維持に努める。
ボタン電池回収箱を修正予定。



16. 小形二次電池等

ガイドラインの概要

1. 回収率目標の設定

資源有効利用促進法の再資源化率

小形シール鉛電池	50%	ニカド電池	60%
ニッケル水素電池	55%	リチウム二次電池	30%

平成17年度までにニカド電池の回収率45%以上
小形シール鉛蓄電池の回収率75%以上

2. 回収システムの整備及び回収率の向上

有限責任中間法人JBRC回収外の小形シール鉛蓄電池について、検討中の密閉形鉛蓄電池リサイクルスキームで回収システムの整備及び効率化を進める。

JBRCでは回収拠点の拡充・整備を行う。

JBRCでは、回収システム強化のため、回収依頼者情報、運搬情報、処理委託品情報等の情報を一括して電データとして、蓄積管理を行う。

3. 表示の実施及び広報・普及啓発の促進

小形二次電池4種の分別のための識別表示を徹底。種々の媒体を介した広報・啓発活動を継続して行う。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするための機器からの取り外し容易化等を行う。

リース方式の機器、業務用の機器における流通ルートによる回収システムの構築

設計・製造での取組状況及び効果を公表する等

取組の進捗状況(抜粋)

1. 再資源化率(平成15年度実績)

<有限責任中間法人JBRC、電池工業会>

小形シール鉛電池	50%	ニカド電池	73%
ニッケル水素電池	78%	リチウム二次電池	62%
<モバイル・リサイクル・ネットワーク>		リチウム二次電池	55%

2. 回収システムの整備及び回収率の向上

JBRCでは、事業系回収拠点8000カ所、自治体回収拠点60カ所を設置。

回収管理を強化・効率化するため、インターネット利用による回収受付、運送の迅速手配、リサイクラーへの着荷確認等を実施。

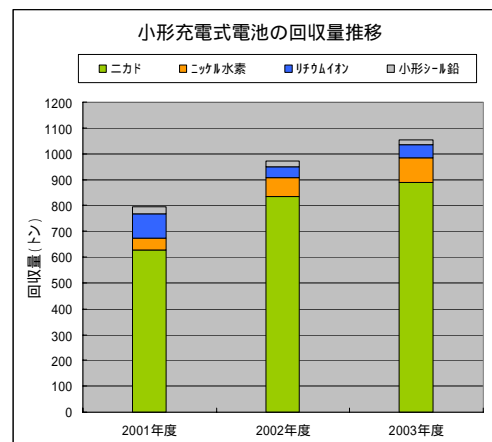
3. 表示の実施及び広報・普及啓発の促進

エコプロダクツ展等各種イベントへの出展及び広報・啓発資料(リサイクルガイド等)の制作等

今後講じる予定の措置

<再資源化率>

実績把握及び法定再資源化の向上にむけ推進する。



<回収システムの整備及び回収率の向上>

回収拠点の拡充・整備等に引き続き努める。

<表示の実施及び広報・啓発活動の促進>

表示方法について第4版「小形充電式電池の識別表示ガイドライン」の改定を推進する。

17. 自動車用蓄電池及び 二輪車用蓄電池

ガイドラインの概要

1. 広報・啓発活動の促進

製造事業者等が回収・再資源化に積極的に関与し、回収・再資源化ルート of 拡充に努める。

消費者に対し、販売店等が無償で引き取る体制の構築等について、電池工業会ホームページでの公表、関連イベントへの出展及び業界紙等への広告等の掲載を行う。

2. リサイクルシステムの検討

自動車リサイクル法の検討状況を勘案しつつ、フリーライダー対策も含めて、使用済自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の安定的な回収・リサイクルシステムを自動車リサイクル法施行前に立ち上げて適正な運用を図る。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 広報・啓発活動の促進

電池工業会ホームページで公表するとともに、環境展等関連イベントへ出展し、PRを行った。

2. リサイクルシステムの検討

輸入製品も含めたリサイクルシステムのあり方、資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定の可能性等リサイクルシステムの再構築について、リサイクラー、輸入電池業者等と意見交換し、検討中。

今後講じる予定の措置

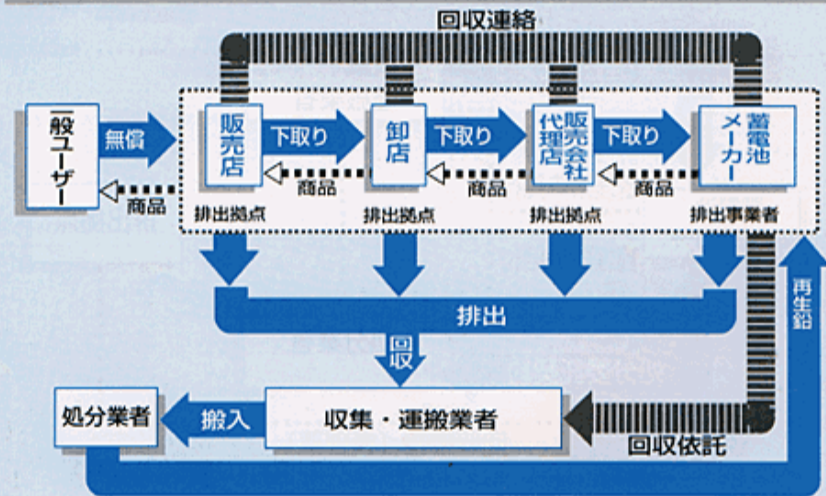
< 広報・啓発活動の促進 >

電池工業会ホームページの内容充実に努めるとともに、継続的なリサイクル関連イベントへの出展及び業界紙等への広告等の掲載を図る。

< リサイクルシステムの検討 >

来年1月からの自動車リサイクル法の本格施行を見据え、自動車用バッテリー・リサイクルシステムの再構築を継続検討する。

蓄電池メーカーが排出事業者となる下取り方式によるリサイクルシステムの流れ



18. カセットボンベ

ガイドラインの概要

1. 廃棄方法

全国統一した排出・回収方法に向けた全都清との協議と課題の整理
「使い切ってリサイクルへ」を徹底するための廃棄方法の広報

2. 技術開発

内部のガスを残さず使いきり易いカセットこんろの開発

3. 中身残留缶対策

「使い切ってから捨てる」ことを徹底する、廃棄方法の公報の展開。



(株)エスエス 燃焼器具部

取組の進捗状況(抜粋)

1. 廃棄方法

「使い切ってから排出」を宣伝
ラジオCM、ホテルレストランへの出展、世界生活用品フェア出展、雑誌掲載、景品付安全啓発キャンペーン、カセットこんろにパンフレット同梱

2. 技術開発

加温装置付カセットこんろの開発と販売普及。

今後講じる予定の措置

1. 廃棄方法

関係者の役割分担を明確にした、回収・再資源化システムの検討。

2. 技術開発及び普及促進

内部のガスを残さず使いきり易いカセットこんろの普及促進とその実態把握。

3. 中身残留缶対策

「使い切ってから捨てる」ことを徹底する、廃棄方法の公報活動。

19. エアゾール缶

ガイドラインの概要

1. 廃棄方法

廃棄方法の課題解決の検討(設計の工夫、使い切りの啓蒙活動、廃棄表示方法、収集・処理方法)。

2. 中身残留缶適正処理対策

費用負担を含め関係者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者処理可能性の検討について、協会、事業者団体、自治体と話し合いを継続的に実施。

3. 広報活動

使いきり方法、排出方法、リサイクル状況の広報。
広報ビデオを作成し、自治体等も対象とした基本知識の広報。

4. 資源リサイクル対応

識別表示の検討。
ガイドラインに基づく製品開発。
製品分野ごとのエアゾール缶の易リサイクル設計ガイドライン作成。

5. 在庫品等の回収

在庫品の事業者回収を進め、安全な処理を図る。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 廃棄方法

廃棄、収集、処理方法等を含めた、(社)全国都市清掃会議との意見交換始。

2. 中身残留缶適正処理対策

小型化、中身排出機構等を含めた易リサイクル設計ガイドライン改正の調整開始。

3. 広報活動

日本エアゾール協会HP広報。広報ビデオ作成、配布。

4. 資源リサイクル対応

小型化、中身排出機構等を含めた易リサイクル設計ガイドライン改正の調整開始。

5. 在庫品等の回収

製造・販売又は充填事業者が処理業者に委託して適正処理。

今後講じる予定の措置

- ・安全な収集・処理及びリサイクルのためのシステム構築のための継続した(社)全国都市清掃会議との意見交換。
- ・中身排出機構の安全性確認。
- ・表示等を含めた易リサイクル設計ガイドラインの改定。

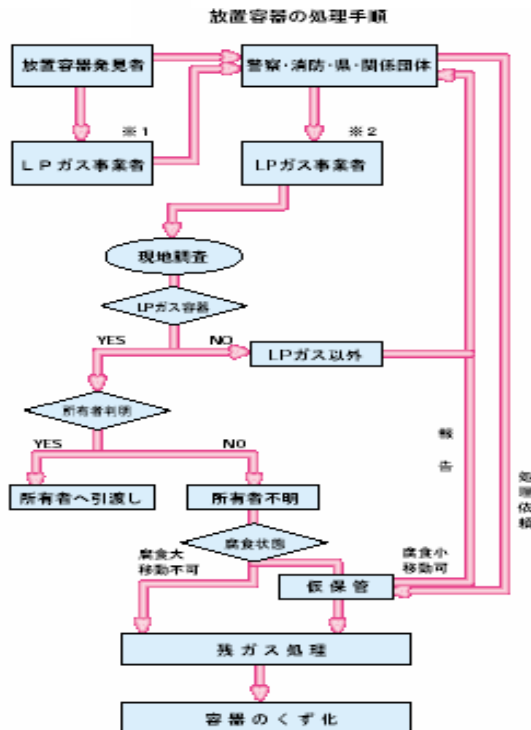
20. 小型ガスボンベ

ガイドラインの概要(平成15年9月改正)

広報啓発活動の推進

消費者に対して以下の項目について広報啓発活動を行う。

- ・残留液化石油ガスボンベの廃棄は罰則適用されること
- ・不要小型ガスボンベの購入店へ持ち込むこと
- ・購入店不明な場合は、最寄り店又はLPガス協会等へ連絡すること



※1 LPガス事業者とは、LPガスに携わる全ての事業者をいい、例えば、卸売・小売事業者等をいう。
 ※2 関係団体等から要請のあったLPガス事業者

(出典) 日本LPガス団体協議会作成 「所有者不明容器(放置容器を含む)の取扱基準」

取組の進捗状況(抜粋)

広報啓発活動

1. 販売業者に対して以下の協力要請を実施
 - 容器の取扱いシールの添付
 - 消費者から容器の廃棄を依頼された場合、受け取って適正処理
2. 不用になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレット配付、新聞広告等により広報を実施
 (周知リーフレット:約9万枚配付 新聞広告:80回掲載)

今後講じる予定の措置

継続的な広報啓発活動の実施

1. 販売業者に対しての協力要請を実施
2. 周知資料配付、新聞広告等により広報を実施
3. LPガス消費者相談所において処理方法・処理先を案内

参照依頼

21. 消火器

ガイドラインの概要

1. 回収・リサイクル体制の整備

平成16年度の回収率目標60%

(不用消火器発生見込み数に対する日本消火器工業会回収率)

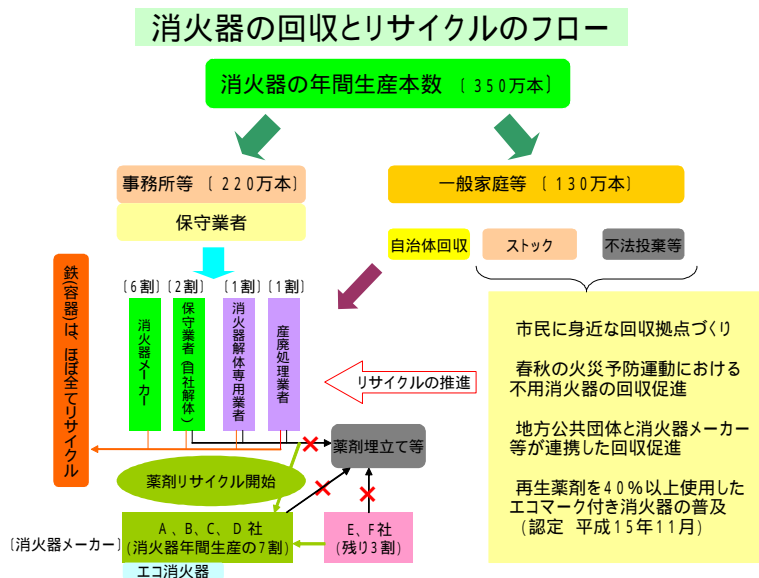
平成16年度までにリユース・リサイクル制度の確立及び実施を推進

下線部は、今回(平成16年9月)改定部分。

2. 不法投棄対策に係る協力

処理マニュアルの作成・配付

地方公共団体からの処分依頼時の製造事業者による回収・処理等の推進



取組の進捗状況(抜粋)

1. 回収・リサイクル体制の整備

回収率:平成15年度 44% 平成12年度 27%

回収消火薬剤の再生利用に係る技術を確認、効果的な回収システム等のあり方について結論。

平成15年11月には再生消火薬剤を用いたエコマーク付き消火器が認定されるなどリサイクル消火器の導入が進んでいる。平成12年度より消防庁に消火器・防災物品リサイクル推進委員会を設置しており、平成16年度までにリユース・リサイクルシステムの具体化を図る。

2. 不法投棄対策に係る協力

処理マニュアルを作成し、配布。

地方公共団体からの処分依頼時の製造事業者による回収・処理

今後講じる予定の措置

回収・リサイクル体制の整備

平成12年度から委員会を設けて検討を進めており、平成16年度までにリユース・リサイクル制度の確立を行いリサイクル率60%を目指す。

平成15年12月に施行された改正廃掃法に基づく広域再生利用認定制度の活用や、リユース・リサイクルに係る他の団体の取組みとの連携を検討する。

2.2.ぱちんこ遊技機等

ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階における配慮

製品アセスメントの実施
取組状況・効果の公表方法の検討
修理機会の長期提供方策の検討
使用材料の種類削減、鉛使用料の削減
使用材料名を統一した方法で表示

2. マテリアルリサイクル目標

平成13年度35%、平成17年度55%

3. 流通・廃棄段階対策

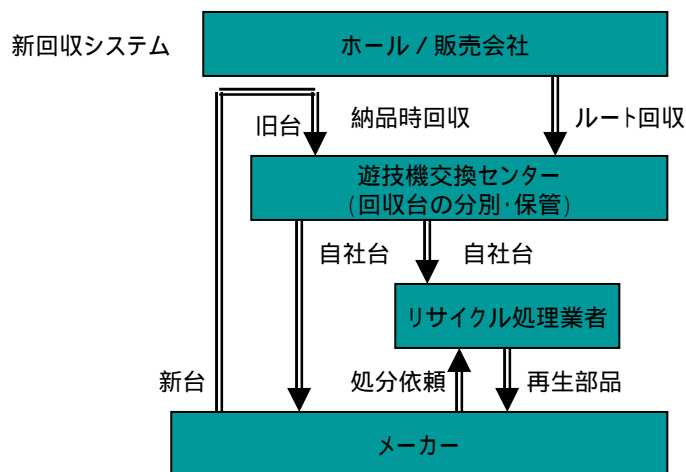
回収・リサイクルシステムの構築

4. 技術開発の推進

処理の容易化、シュレッターダスト減容化、不正防止規制
を踏まえ部品リユースに関する技術開発

5. 広報啓発活動

適正処理の啓発指導、業界のリサイクル取組状況の広報



取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階における配慮

- ・ABS樹脂、合板の減量化、枠用部品点数等を削減した。
- ・樹脂の種類及び鉛等環境負荷物質の使用量の調査を実施している。
- ・重量が100g以上の樹脂製部品については材料表示を実施中。100g以下のものについても可能な限り表示している。

2. マテリアルリサイクル

平成13年度実績41.4%

平成14年度実績51.9%

3. 流通・廃棄段階対策

平成15年10月から東京都でブロック別回収拠点で製造事業者を引き渡される回収システムを立ち上げ、現在は1都6県にエリアを拡大した。

4. 広報啓発活動

- ・業界広報誌又は展示会等を通じたりサイクル取組状況の広報を実施している。

今後講じる予定の措置

3Rへの設計・製造段階における配慮

- ・樹脂等の種類及び鉛等環境負荷物質の使用量の調査結果を業界広報誌に公表して行く。

流通・廃棄段階対策

- ・関東ブロックの実施状況を検証し、他地区の回収ルート計画立案をまとめる。

23. パーソナルコンピュータ及び周辺機器

ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

環境設計アセスメントの実施・実施状況の広報
プラスチック等のリサイクル対策推進

2. 廃棄段階対策

事業系及び家庭系ルートへの整備
平成17年度自主目標 **資源再利用率60%**

3. 技術開発

処理容易化・再資源化促進の技術開発

4. 広報・普及活動

長期使用・再資源化及び家庭系パソコンの回収・再資源化のPR推進

5. リデュース取組

アップグレードなどの取組推進

取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

パソコン及び周辺機器主要メーカー全社が3R設計ガイドライン適用アセスメントの実施状況及び効果をJEITAのホームページで公表
PCグリーンラベル制度適合機種 14社1652機種(PC)

2. 廃棄段階対策

事業系パソコンの回収・再資源化

15年度実績(JEITA加盟40社)	回収台数	再資源化率
デスクトップパソコン	226,263台	78.0%
ノートブックパソコン	131,949台	50.3%
CRTディスプレイ	232,479台	72.8%
LCDディスプレイ	28,334台	64.8%

自主目標(デスクトップ型本体+CRTディスプレイ)資源再利用率74.8%

家庭系パソコンの回収・再資源化

回収台数(JEITA加盟41社:H15.10~H16.3) 79,278台
再資源化率 品目別再資源化率は事業系と同じ

3. 広報・普及活動

家庭系パソコン回収開始に際し、ポスター、パンフレット等でPRを推進

4. リデュース取組

OSのアップグレードを行った製品リユースを進める企業の増加

今後講じる予定の措置

<3Rへの設計・製造段階での配慮>

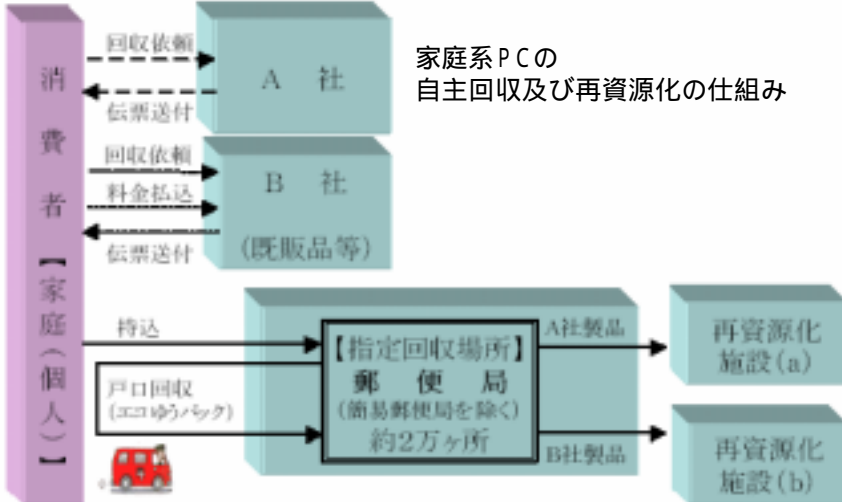
有害物質使用削減については、購入部品に対する取り組みを進める。

<廃棄段階対策>

家庭系の義務者不存在パソコン対応については、平成16年7月1日から有限責任中間法人パソコン3R推進センターが広域認定を取得したことから全国展開が可能となり、回収を行う。

<広報・普及活動>

家庭系パソコンの回収・再資源化を促進するため、引き続き消費者、ユーザー啓発・PRを推進する。



24. 複写機

ガイドラインの概要

1. 3R対策推進

リユース容易設計、リデュース配慮設計、リサイクル材・リユース部品利用、有害物資使用削減
取組状況及び効果の公表方法の検討

2. 回収を目的とした静脈物流共同プロジェクト

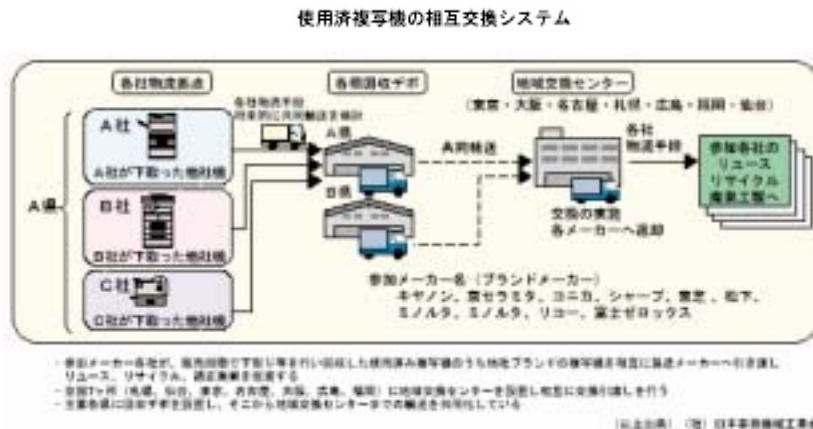
「使用済複写機の相互交換システム」の構築・地域拡大の推進

3. プラスチック再利用の促進

リサイクル材についての技術的課題の調査、リサイクルシステム構築に向けての調査、具体的方策の検討

4. 取組の公表

リユース・リサイクルに関する取組状況の公表



取組の進捗状況(抜粋)

1. 3R対策推進

「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に従い、各社自主的な取組実施

2. 回収を目的とした静脈物流共同プロジェクト

全国7ヶ所の交換センター、各府県庁所在地の回収デポ設置完了
参加企業共同開発によるWEBを利用した交換業務情報システムをリリース

3. プラスチック再利用技術開発の促進

会員企業共同のプラスチック・リサイクルシステムを構築。2種類のプラスチックについてクローズドリサイクル、その他のプラスチックについてはオープンリサイクルを開始

4. 取組の公表

各社にてホームページ、環境報告書、製品カタログ等にて公開

今後講じる予定の措置

1. 3R対策推進

「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に従い、各社自主的な取組を継続的に実施

2. プラスチック再利用の促進

各社において、直接、樹脂メーカー及び再生業者と量・コストを管理・協業してプラスチックの再利用を進める。

3. 取組の公表

各社にて環境報告書、HPなどで公表する。

25. ガス・石油機器

ガイドラインの概要

1. リデュース・リサイクルの設計・製造への配慮

製品アセスメントの実施。
取組状況及び効果を公表する方策を検討。

2. 修理の機会の提供

修理の機会を長期間提供する具体的な方策を検討。

3. 回収・リサイクルシステムの推進

自治体等と連携して使用済製品の処理実態把握と合理的な回収・リサイクルシステムの構築の検討

ガス・石油機器の回収フロー（平成11年調査、単位：キトン）



〈以上出典〉(社)日本ガス石油機器工業会

取組の進捗状況(抜粋)

1. リデュース・リサイクルの設計・製造への配慮

ガス・石油機器アセスメントガイドラインの実施状況と成果調査
工業会HP掲載準備

2. 修理の機会の提供

修理相談窓口等の集中化、修理受けの土日対応を実施。

3. 回収・リサイクルシステムの推進

不法投棄の実態と自治体での処理・処分上での問題点の調査、及び
廃棄時の残油・乾電池抜き取りに関する啓発事業の展開。

今後講じる予定の措置

1. 回収・リサイクルシステムの推進

自治体ルート回収システムをベースに合理化の検討継続。
回収・処理の効率化に向けて廃棄時の啓発活動を実施。

26. 繊維製品

ガイドラインの概要(平成15年9月改定)

1. 回収リサイクルシステムの構築

「繊維製品3R推進会議」において、繊維製品の3Rへの自主的な取組の促進や共通認識の醸成、消費者への繊維製品の3Rの普及啓発、「繊維製品リサイクル懇談会」の報告書において今後の課題とされた項目についての具体化に向けた検討を行う。

2. 廃棄物減量化のための対策

繊維製品サプライチェーンにおける情報技術の活用により、生産・流通の効率化を通じ、中間・最終製品の不良在庫の削減等を図る。

3. 易リサイクル・用途拡大のための技術開発

繊維の製造事業者、故繊維事業者等は、再生用途開拓のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。また、繊維の製造事業者は、消費者のニーズを反映し、かつリサイクルに配慮した製品設計指針を策定するとともに、製品の企画にこれを反映していくよう努める。

4. 連携によるリユース・リサイクルの推進

- ・一般衣料品の中におけるモデル的なリサイクル・ネットワークの構築を行う。
- ・PETフレークの利用を一層促進する。

5. 広報・啓発活動の促進

- ・リサイクル製品の普及・啓発活動の実施
- ・消費者に対する繊維製品の適切な排出方法について、普及啓発を図る。

取組の進捗状況(抜粋)

< 回収リサイクルシステムの構築 >

平成14年度の(社)日本アパレル産業協会、日本羊毛紡績会、全日本寝具寝装品協会、日本カーペット工業組合、日本紡績協会に続いて、平成15年度は日本被服工業組合連合会、日本化学繊維協会、日本繊維輸入組合・(社)日本貿易会が、繊維製品の3Rに対する目標及び対策等をまとめたアクションプランを発表した。

平成14年度に当省委託による使用済み衣料品の回収実験を実施した百貨店は、平成15年度も自主的にスーツの回収に取り組んでいる。

繊維製品のLCA(ライフサイクルアセスメント)に係る調査を行い、繊維製品を新規製造した場合とリサイクルを行った場合の、環境負荷やエネルギー消費量の比較を行った。

今後講じる予定の措置

< 回収リサイクルシステムの構築 >

- ・日本古着小売業協同組合にて、古着小売業者並びに故繊維事業者に広く意見を求め、今までにない新たなアプローチで国内中古品市場の活性化を図るための問題点解決を模索する事業を予定している。
- ・繊維製品のリサイクルの有効な手段のひとつであるウエスについて、現在の利用実態の調査を行うのと同時に、需要拡大方策の検討を行う。

< その他 >

- ・「繊維製品3R推進会議」において、各団体より発表されたアクションプランのフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

27. 潤滑油

ガイドラインの概要(平成15年9月改訂)

1. 連携強化及び広報、啓発活動等の拡充

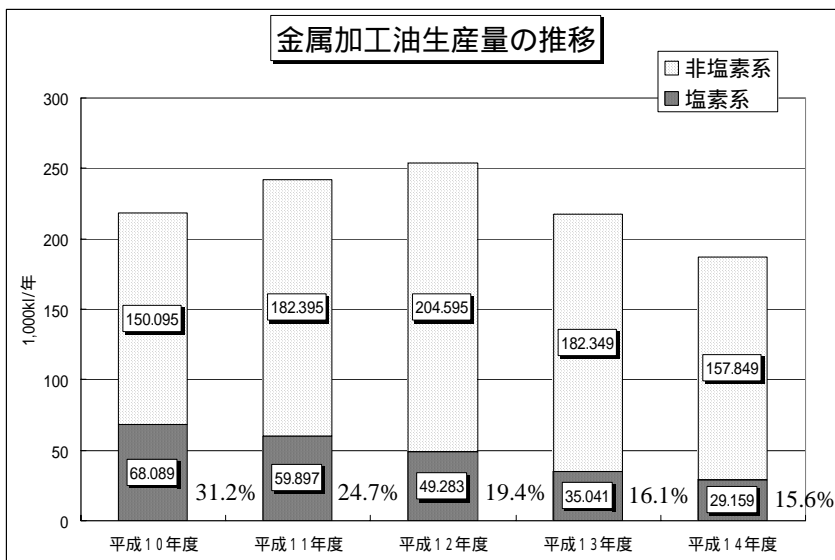
関係業界団体の連携を推進し、潤滑油ユーザー等に対して使用済潤滑油の分別回収及び非塩素系潤滑油への使用転換に係る広報・啓発活動を推進。

2. 非塩素系潤滑油への転換の推進

塩素系潤滑油について、技術代替性がないものを除き、非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組並びに塩素系潤滑油の技術代替等を推進。

3. 使用済潤滑油の分別回収の促進

潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベル貼付の取り組みを継続。



社団法人潤滑油協会調査

取組の進捗状況(抜粋)

1. 連携強化及び広報、啓発活動等の拡充

- ・潤滑油メーカー・ユーザー向けに、潤滑油リサイクル全般に関するハンドブックを作成・配布。(平成15年度～)
- ・潤滑油ユーザーによる塩素系使用済潤滑油の分別回収を促進するためのパンフレット・ポスターを作成・配布。(平成14・15年度改訂)
- ・一般工場を対象にした非塩素系潤滑油への転換推進に向けたリーフレットを作成、配布。(平成15年度～)

2. 非塩素系潤滑油への転換の推進

- ・関係業界団体を中心に、潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油の製造拡大依頼、ユーザーに対する使用協力依頼を推進。
- ・金属加工油を中心とした生産量調査を毎年実施し、非塩素系潤滑油と塩素系潤滑油の数量を把握。
< 塩素系金属加工油生産量の推移 >
H10年度68千kl H11年度60千kl H12年度49千kl、
H13年度35千kl H14年度29千kl

3. 使用済潤滑油の分別回収の促進

平成13年度から塩素系潤滑油容器へのラベル貼付を実施。

今後講じる予定の措置

- ・排出元調査による使用済み潤滑油の処理実態の明確化、パンフレット等の普及媒体を通じた分別回収・非塩素系潤滑油への転換推進を引き続き実施。
- ・非塩素系潤滑油製造メーカーに関する情報をインターネット等により公表・普及。
- ・技術代替が困難な塩素系潤滑油の種類・数量を把握すると共に、使用及び廃棄時における対策を検討。
- ・表示ラベルの貼付状況を把握するための調査を実施し、未貼付企業に対し協力を要請。

28. 電線

ガイドラインの概要(平成15年9月改訂)

1. 回収のための措置

機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、家電、自動車等のリサイクル推進活動への協力方法を検討。

シュレッダーダストからの効率的な銅分回収技術の実用化に向けた検討。

2. リサイクルのための措置

電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を検討。

電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。

リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について検討。

取組の進捗状況

1. 回収のための措置

電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の有識者を集めて電線リサイクルに対する意見交換会を開催するとともに、電線ユーザー業界(自動車、家電)における電線リサイクルの現状や関心事項等の調査を実施。

2. リサイクルのための措置

平成13年度において「電線・ケーブルのリサイクルの実態調査」を実施。家電、自動車に使用されている電線の回収量、回収ルート等の実態を調査し、マテリアルフローを作成。

平成14年度において、廃電線リサイクル処理の副産物として発生する被覆材廃棄物の実態を調査し、実効的で効率的なモデル循環システムの検討を実施。自動車・家電製品等に組み込まれている電線・ケーブルのリサイクルの実態を調査。

平成15年度において、廃電線が主たる発生源となる銅系スクラップについて現行のJIS(銅系スクラップ等分類基準)の問題点を抽出し、将来のJIS改正に際しての改正の方向性を検討。

今後講じる予定の措置

1. 回収のための装置

機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、家電、自動車等のリサイクル推進活動への協力方法の検討を実施。シュレッダーダストからの効率的な銅分別回収技術の実用化に向けた検討を引き続き行う。

2. リサイクル促進のための措置

電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を継続して検討を実施。

電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討し、リサイクル技術の開発を推進。

さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について引き続き検討を行う。

銅系スクラップについて、円滑なリサイクルに資するものとなるよう、JIS改正原案を平成17年度中に策定を実施。

29. 建設資材

ガイドラインの概要

1. 木質系建材

廃棄物の減量化：20%低減
建設解体廃木材の利用率向上：60%

2. 窯業系建材

副生石膏と回収石膏の石膏原料利用率：約60%の維持・向上(石こうボード)

ALCパネルにつき、分別解体の実態調査等を行う。

広域再生利用指定制度による回収サイクル(石膏ボード、窯業系サイディング、ALCパネル、グラスクール、ロックール)

3. プラスチック建材

マテリアルサイクル率目標：80%を達成するため計画的にサイクルを推進(塩ビ管・継手)

広域再生利用制度を活用し回収サイクルを実施(塩ビ製床材)

4. 金属系建材

アルミサッシに用いるアルミ合金締結材の易リサイクル化に向けた検討(アルミサッシ)

5. その他(置)

化学置総合リサイクルセンターを核に大都市圏のリサイクル拠点構築に向けた検討

取組の進捗状況(抜粋)

1. 木質系建材

廃棄物の減量化：54%低減(2003年実績)

建設解体廃木材の利用率向上：55%(2003年実績)

2. 窯業系建材

副生石膏と回収石膏の石膏原料利用率：63%(平成15年度実績(石こうボード))

分別解体の実態調査結果に基づき、「ALCパネルの分別解体工事指針案」を作成。

広域再生利用指定制度による回収サイクルを推進(石膏ボード、窯業系サイディング、ALCパネル、グラスクール、ロックール)

3. プラスチック建材

協力会社21、中間受入場32、契約中間処理会社3と受入拠点を増強(塩ビ管・継手)。

広域再生利用制度を活用し回収サイクルを推進(塩ビ製床材)

4. 金属系建材

易リサイクル製品の検討を継続(アルミサッシ)

5. その他(置)

化学置総合リサイクルセンターを核に大都市圏の廃材の受入れを開始

今後講じる予定の措置

1. 木質系建材

環境宣言の実現に向けて努力していく

2. 窯業系建材

リサイクル品の利用率の維持・向上(石こうボード)

「ALCパネルの分別解体工事指針案」について、関係業界に対し普及を行う。

広域認定制度の活用等による更なるリサイクルの推進(石膏ボード、窯業系サイディング、ALCパネル、グラスクール、ロックール)

3. プラスチック建材

未処理品を受け入れる契約中間処理会社の設置を全国に展開(塩ビ管・継手)。

新築系端材等の回収・再資源化を実施(塩ビ製床材)

4. 金属系建材

アルミ合金締結材の易リサイクル化に向けた検討(アルミサッシ)

5. その他(置)

大都市圏のリサイクル拠点構築に向けた検討

30. 浴槽及び浴室ユニット

ガイドラインの概要(平成15年9月改定)

1. 指定再利用促進製品対応

リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年6月に発行。

各事業者において、このマニュアルに基づき製品アセスメントを実施する。

各事業者において実施した3Rの成果を「事例集」として発行する。

委員会会員会社において表示方法の検討を行い、浴室ユニット3R推進委員会において審議し、実施していく。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 指定再利用促進製品対応

浴室ユニット「製品アセスメントマニュアル」第二版を作成した。
(平成15年6月)

第二版において、各事業者の実施した3Rの成果を「事例集」と発行した。(平成15年6月)

委員会会員会社において浴室ユニットの製品アセスメント実施状況について予備調査を実施した。(平成16年1月)

製品アセスメントの「判断基準統一」、部材の表示方法、状況についてアンケート調査を実施した。(平成16年4月)

リサイクル方法の研修のため、FRPリサイクルプラントの見学会を実施した。(平成16年3月)

今後講じる予定の措置

1. 指定再利用促進製品対応

浴室ユニット工業会として、(社)リビングアメニティー協会のアメニティーCafeに工業会のホームページを開設し、情報の掲示を行う。

「製品アセスメントマニュアル」の定期見直し及び会員各社にて実施した3Rの成果を毎年3月にとりまとめ、ホームページに掲載。会員会社のアセスメント実施状況を毎年6月にまとめを実施する。資源の有効な利用促進を図るために、製品廃棄時の材料確認等がスムーズに行えるよう、材料情報提供の内容、提供方法を検討する。「判断基準統一」についてのアンケート結果に基づき、「製品アセスメント」実施のための判断基準統一案について、今後推進委員会にて審議し設定を行う。

31. システムキッチン

ガイドラインの概要

1. 指定再利用促進製品対応

3Rに配慮した設計を進めるため製品アセスメントマニュアルを作成、製品アセスメント普及分科会(WG)を結成。普及資料をまとめ、製品アセスメントを実施。

設計・製造での取組状況を会報・HPで公表。

資源の有効な利用を促進するための材質表示の推進。

取組の進捗状況(抜粋)

1. 指定再利用促進製品対応

設計・製造での取組状況を毎年3月末にとりまとめ、会報、HPに掲載。

材質表示について業界指針を決定し、平成14年4月から一部表示を開始。

2. 生活再利用促進調査の実施

経済産業省の平成15年委託調査で生活再利用促進調査を実施、システムキッチンの廃棄実態と3R対応可能部材の把握に努めた。

今後講じる予定の措置

1. 指定再利用促進製品対応

製品アセスメント普及分科会(WG)で取りまとめた「システムキッチン・浴槽ユニット製品アセスメント普及資料」に基づいて、製品アセスメントを実施する。

設計・製造での取組状況について、会報、ホームページで公表する。表示方法について業界指針により表示の促進を図る。

生活再利用促進調査の結果判明した、3R対応可能部材(天板・シンク)に対する、重点施策の検討を開始する。

32. 携帯電話・PHS

ガイドラインの概要

1. 使用済端末の回収・リサイクル

専売店約8,500店舗における回収の実施
 無償回収実施店舗を示す統一ステッカーの表示
 退蔵を考慮した回収目標値の算出方法について、基礎
 データ収集するための調査を実施し、回収目標値を
 平成16年度を目途に設定する。

2. 製品アセスメントの実施

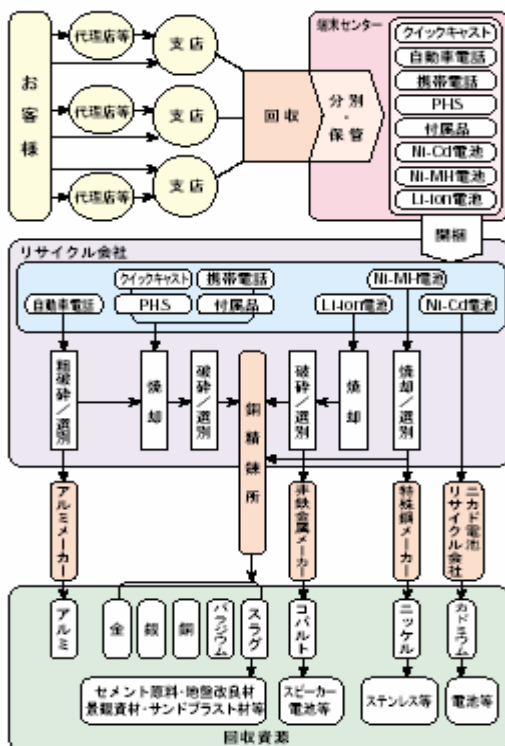
3. 小形二次電池使用機器としての取組

取り外しの容易
 化、機器本体及
 び説明書への小
 形二次電池使用
 機器であること
 の表示の徹底

電池負荷の少な
 い製品開発

設計・製造での
 取組状況を公表
 する方策検討

図2 携帯電話・PHSの回収フロー (A社事例)



取組の進捗状況 (抜粋)

1. 使用済端末の回収・リサイクル

平成15年度実績「モバイル・リサイクル・ネットワーク」

	回収台数	回収重量	回収率	再資源化量	再資源化率
本体	11,717千台	821t	24%	155t	19%
電池	10,247千台	187t	21%	103t	55%
充電器	4,387千台	319t	9%	75t	24%
回収店舗	約8,500店舗 (H16.3月時点)				

2. 製品アセスメントの実施

平成15年度アセスメントガイドライン見直し (H16.2月第2版)

3. 小形二次電池使用機器としての取組

平成15年度ガイドライン見直し (H16.2月第2版)

今後講じる予定の措置

1. 使用済端末の回収・リサイクル

携帯電話端末等の機能高度化に伴い、機種変更 / 解約後も退蔵するケースが増えている等の状況変化を踏まえ、回収向上を図る効果的な対策を検討
 ユーザーの意識調査等のアンケート調査を行うなどして、目標値設定に向けた検討を行う。

2. 小形二次電池使用機器としての取組

設計・製造での取組状況を平成16年度を目途として公表する。

33. 蛍光管等

ガイドラインの概要

1. 「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」(平成14年7月改正)に基づいた製品アセスメントを実施

・リサイクルに配慮した設計を進め、蛍光ランプの小型化、長寿命化、水銀使用量の減量化を更に進める。

2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

(社)日本電球工業会内のリサイクル相談窓口を通じ、使用済蛍光管の処理に関する一般消費者や自治体からの問い合わせに対応する。

リサイクル事業者に対する情報提供

3. 小形高効率の蛍光ランプの普及促進をはかり、一層の省エネルギー化を促進する

取組の進捗状況(抜粋)

1. アセスメントマニュアルの見直し

- ・電球形蛍光ランプの大きさを白熱電球並みに小型化
- ・高周波点灯専用形の環形蛍光ランプの寿命延長
平成16年6月9,000時間 12,000時間
- ・「蛍光ランプ封入水銀量の測定方法」を平成16年4月改

2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

- ・「蛍光ランプ及び使用済み蛍光ランプに関するQ & A」をホームページに掲載した

3. 省エネルギー化の促進

- ・典型的な省電力光源である電球形蛍光ランプを初めて組み込んだ蛍光ランプのJIS原案を平成15年10月に作成し、これら省電力光源の一層の普及促進の基盤構築に貢献

今後講じる予定の措置

1. 技術・製造面での開発

- ・水銀使用量の更なる減量化を図るとともに、特性を維持し得る減量限界値についても検討する。
- ・小形・高効率化についても引き続き継続する

2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

- ・自治体、処理業者及び一般使用者からの問い合わせに継続対応するとともに必要に応じてQ & Aのレベルアップ改正を行う。

3. 省エネルギー化の促進

- ・「あかりの日」(10月21日)の行事を主体として、高効率・長寿命を特長とした高周波専用形蛍光ランプの有用性を一層PRして その普及促進に努める。

図2 廃棄蛍光管リサイクルフロー (A社事例)



34. 自動販売機

ガイドラインの概要

1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進

平成9年8月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントマニュアル」に基づき、設計段階での製品アセスメント(有害物質の削減を含む)の実施を促進するとともに、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計を行うよう本マニュアルの見直しを検討する。

リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性等を推進する。

プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。

日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」(平成13年2月制定)に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理に努める。

2. 技術開発の推進

使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界との協力の下にリユース・リサイクルの促進のため、構造等の技術開発を推進する。

3. 取組の公表

業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者への啓発・PRを実施する。

取組の進捗状況(抜粋)

1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進

「製品アセスメントガイドライン()」評価表を大幅改訂した。(平成16年3月)

()「製品アセスメントマニュアル」より名称変更(平成14年3月)

蛍光灯用インバータ回路リユースの可能性を調査し、課題の抽出を行った。

「プラスチックの材質表示の実施基準」を定めた。

「自販機の適正廃棄マニュアル」に則り「自販機マニフェスト」を活用し、鉄系金属の資源リサイクル推進に努めるとともに、使用済自販機からのフロン回収を実施。

今後講じる予定の措置(抜粋)

「製品アセスメント」の実施状況調査を行う。

リユースをさせるための分解容易性、清掃性などを検証し、

さらに技術以外のリユース障害をまとめて問題提起する。

主要プラスチック製部品(電照板、取り出し口フラップ)のマテリアルサイクル実現の阻害要因を調査し、解決策を検討する。

自販機本体の70%~80%を占める鉄系金属の資源リサイクルの推進に努めるとともに、オゾン層保護を図るため使用済自販機からフロン回収の実施を引き続き励行し、環境負荷への低減を図る。

35. レンズ付きフィルム

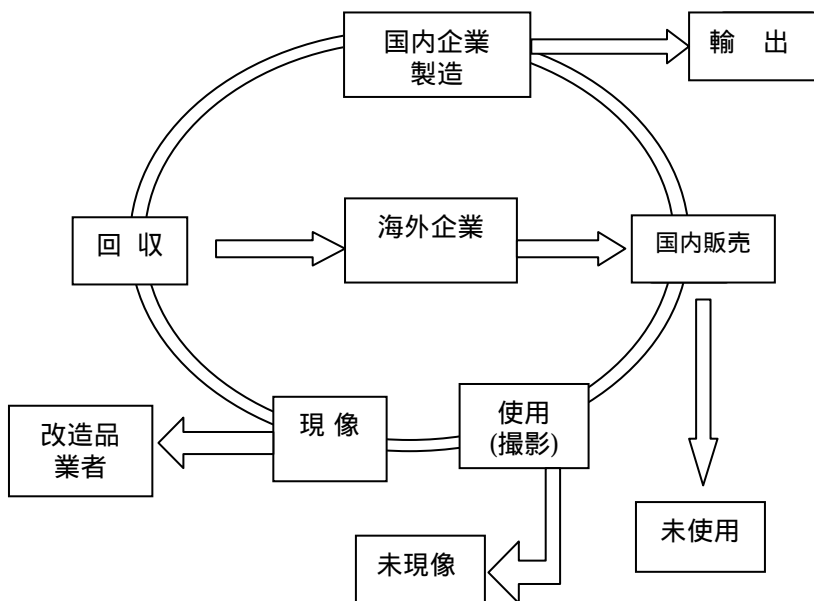
ガイドラインの概要

1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進

リユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化(リデュース)し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。

2. 回収の促進

現像所等の協力者を増加させ、より確実なシステムを構築する。



リサイクルシステムのスキーム図

取組の進捗状況(抜粋)

1. 各種啓蒙活動

- (1)外装容器へリサイクルシステム説明を記載(平成15年度～)。
- (2)写真業界誌に協力要請文掲載。
- (3)学校教育等。

2. 設計面でのアセスメントの実施

- (1)易分解構造設計・環境配慮設計。
- (2)使用材料の統一(共通部品化)。
- (3)省資源設計(コンパクト化)。
(具体例)
 - ・リサイクル時には易分解、フィルムが入っている状態では難分解。
 - ・ユニット化。
 - ・ボディ組立には、ネジや接着剤を使用していない。

3. 詰替え品への対応

- (1)現像戻り詰替え品の調査(平成15年春)。
- (2)詰め替え業者に対する法的措置(個別企業にて対応。平成15, 16年に事例有)。
- (3)外装容器に「エコリーフ」タイプの公開、「日本製」の記載(平成14年3月より開始)。

今後講じる予定の措置

ガイドライン項目に則った取り組みを引き続き実施。